

# 福島県立視覚支援学校同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、福島県立視覚支援学校同窓会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、福島県福島市森合町6-34 福島県立視覚支援学校（以下「母校」という）に置く。

(目的)

第3条 本会は、母校に思いを寄せ会員相互の親睦を深め、専門的学術および生活改善に関する調査・研究を行い、自らの資質の向上をはかるとともに、母校の発展充実ならびに視覚障がい者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の健康増進および融和をはかる事業
- (2) 視覚障がい者の現存職業に関する研究および新職業の情報収集に関する事業
- (3) 点字書籍および機関誌『しのぶのむつみ』の発行、視覚障がい者用具の紹介に関する事業
- (4) 入学しようとする者または卒業した者の相談・支援
- (5) 母校開催行事への参加・協力
- (6) 視覚障がい教育の啓発・後援
- (7) その他、本会に係わる事業の推進

## 第2章 組織

(会員の種別)

第5条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 母校を卒業した者

(2) 客 員 母校の教職員

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同する者

(支部区分)

第6条 本会に、次に掲げる支部を置く。

(1) 飯坂支部

(2) 県北支部

(3) 県中支部

(4) 県南支部

(5) 会津支部

(6) いわき・相双支部

(7) 県外支部

2 県外支部は、1地区内に5名以上の会員を有すれば、総会の承認を得て結成することができる。

### 第3章 役員および顧問

(役員の種類および選出)

第7条 本会に、健全かつ円滑な運営をはかるため、次に掲げる役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 総 務 (事務局を含む) 若干名

(4) 財 務 2名

(5) 支部長 若干名

(6) 監 事 2名

2 役員は、総会において選出し、その任期は2箇年とする。

3 役員選出の方法は、総会の出席会員の合意により決定する。

4 役員は、再任を妨げない。

5 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職務)

第8条 本会役員は、次の任務を負う。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総覧する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 総務（事務局を含む）は、本会の事務一般を総覧するとともに、事業の企画および執行にあたり、その経過を総会において報告しなければならない。
- (4) 財務は、本会の財産管理・運用にあたり、一定の手続きを経てこれを総会において報告しなければならない。
- (5) 支部長は、会費の徴収または慶弔等、会運営上必要事項の連絡にあたる。
- (6) 監事は、適性かつ公正に業務および会計監査を行い、これを総会において報告しなければならない。

（顧問）

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、役員会において選任して会長が推戴し、これを総会において発表する。
- (2) 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

## 第4章 会員の権利および義務

（権利）

第10条 正会員は、総会における発言権、議決権および選挙権を行使できる。

（義務）

第11条 正会員は、総会において決議した一定額の会費および入会金を納入する。

2 慶弔に係わること、住所に変更が生じたときは、遅滞なく支部長または事務局に連絡する。

（慶弔対象者）

第12条 慶弔の対象者は正会員とし、弔慰についてはその配偶

者を加える。

2 前項の他、本会に貢献がある団体もしくは個人に関しては、会長と事務局長の協議により決定する。

(客員及び賛助会員)

第13条 客員および賛助会員は、会長の求めに応じて会議に出席し、参考意見を述べることができる。

## 第5章 会議および議長

(会議種別)

第14条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会および事務局会とする。

(1) 定期総会は、2年に1回、会長が召集し、事業報告及び収支決算の承認ならびに、事業計画及び収支予算の審議、役員を選出、その他の議案を討議する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に召集し、上程の議案を討議する。

(3) 役員会は、会長が必要に応じて召集し、総会上程の議案策定ならびに、会費の納入状況および会員の消息確認、その他の案件を協議する。

(4) 事務局会は、事務局長が必要に応じて召集し、会務の連絡調整およびその他の案件を協議し、その内容を会長に報告する。

(議長)

第15条 議長は、会議に出席した会員の中から選出する。

2 議長は、公平かつ公正にまた、会議の目的を認識・確認して、議事進行にあたらなければならない。

## 第6章 資産および会計

(資産)

第16条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会計元帳に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生ずる収入

(経費の支弁)

第17条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。

## 第7章 補 則

(会則の変更)

第19条 本会の会則改変は、総会において、出席した正会員の過半数の賛同を得なければ変更することができない。

(委任)

第20条 この会則の執行にあたり、規程外の事項が生じた場合は、正副会長および事務局長の協議に委任する。

2 会長は、これを重要事項と認めたときは、役員会に報告または議案として提出しなければならない。

## 付 則

この会則は昭和55年5月5日、全面改正し即施行する。

昭和57年6月27日第5条、第9条、第13条の一部を改正し、即施行する。

平成4年6月20日第10条、第13条の一部改正し、即施行する。

平成12年6月25日第10条、第13条の一部改正し、即施行する。

平成18年6月24日、第7条、第8条、第16条の一部を改正し即施行する。

平成28年6月25日、第6条、第14条の一部を改正し即施行する。

平成30年6月23日、第1条、第2条の一部を改正し即施行する。